

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

徳島県企画総務部情報政策課

1 目的

本要項は、とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式で事業者を募集及び選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務

(2) 業務の目的

更なる人口減少と少子高齢化が見込まれる中、複雑・多様化する行政課題に対応し、住民の利便性向上と人的資源の最適配分を両立させるためには、DXの推進が不可欠である。

そこで、全国的に官民間問わずDX専門人材が不足する中、着実にDXを推進するために、市町村と連携したDX推進体制を構築し、市町村に対する支援を行う県の取組を支援する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 見積限度額

金24,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(1) 本募集要項公表の日から本業務の契約の締結日までの間に徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員の構成員等」という。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 暴力団員の構成員等

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基

づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされている者とみなす。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でない認められる者でないこと。
- (10) 国税、地方税等の滞納がないこと。
- (11) 本業務の目的を確実に達成するため、他の団体等（国、県、市町村等）の委託等を受け、市町村のDXを支援した実績を有する者であること。

5 質問及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式第1号）を電子メールで、提出すること。

- (1) 受付期限
令和8年4月20日（月） 午後5時15分まで
- (2) 受付先
徳島県企画総務部情報政策課 市町村DX支援担当
メールアドレス jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）までに徳島県ホームページにおいて公表する。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第2号）
 - イ 会社概要書（様式第3号）
 - ウ 登記事項証明書（写しでも可とする。）
 - エ 納税証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。）
 - ① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
 - ② 徳島県税（徳島県税に未納又は滞納がないことの証明）※ ②については、業務を実施する支店、営業所等（本社が実施する場合は、本社とする。）の所在地が徳島県内にある場合のみ提出すること。
 - オ 業務実績報告書（様式第5号）
 - カ 業務実施方針（任意様式）
 - キ 業務実施体制（任意様式）
- (2) 提出期限
令和8年5月1日（金） 午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出場所
徳島県企画総務部情報政策課 市町村DX支援担当
（〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地）
- (4) 提出部数
1部
- (5) 提出方法
持参又は郵送
- (6) その他
持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間にすること。郵送する場合は、簡易書留等の配達記録の記録が残る差出方法によるものとし、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。

7 企画提案書等の提出方法等

参加表明書等を提出した者（以下「応募者」という。）は次に定めるところにより、企画提案書等を提出すること。ただし、一次審査を通過しなかった者については、企画提案書等を提出する必要はない。なお、企画提案書等の作成に当たっては、本募集要項8から9までの作成要領を遵守し、作成するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出書（様式第4号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務実績報告書（様式第5号）
- エ 見積書（様式第6号）
- オ ア～エを記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水） 午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

徳島県企画総務部情報政策課 市町村DX支援担当
（〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

(4) 提出部数

7部とする。そのうち、正本を1部とし、副本を6部とする。

なお、オのア～エを記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）については、1部の提出とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) その他

- ア 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間にすること。
- イ 郵送する場合は、簡易書留等の配達記録が残る差出方法によるものとし、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。
- ウ (2)の提出期限を経過した後の書類の変更及び再度の提出は、認めないものとする。

8 企画提案書（任意様式）の作成要領

(1) 企画提案書の規格

- ア A4判、横書きで作成すること。
- イ 印刷は両面印刷を基本とし、表紙及び目次を除き、ページの下部にページ番号を付すこと。
- ウ 記載内容は、できる限り平易な言葉を用いることとし、必要に応じて用語解説を付すこと。
- エ 企画提案書に記載した内容は、見積書における見積金額の範囲内で実施可能なものとする。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書は、任意の様式とし、次の表に定める事項の番号順に記載すること。

番号	項目	記載内容
1	事業者概要	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者の概要（代表者、従業員数及び事業所所在地）を記載すること。・ 本業務を担当する営業所の場所及び営業所の職員数を記載すること。
2	業務実施方針	本県の業務の目的を踏まえ、事業者における本業務に対する基本的な考え方、特に留意している点、重点的に取り組む事項などの業務実施方針について記載すること。

3	業務実施体制	本業務の実施に当たり、必要な要員を確保し、進捗等のプロジェクト管理及び業務を確実に実施できる体制が整っているか、プロジェクト責任者、業務リーダーその他構成員等の経験にも触れながら記載すること。
4	業務実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体のスケジュール案を示すこと。 ・ 本業務の実施内容について、仕様要求に基づき実現方法等を具体的に示すこと。 ・ その他提案できることがあれば記載すること。

9 見積書（様式第6号）の作成要領

見積書は、次の条件を遵守し、作成すること。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあつては、その相当額を加算して見積もった金額を記載すること。
- (2) 企画提案書、仕様書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。
- (3) 経費の総額を示すとともに、費用内訳を示すこと。

10 審査

(1) 審査方法

審査は、一次審査（資格審査・書面審査）と二次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行う。

(2) 一次審査

ア 一次審査は、県が設置するとくしま新未来DX推進体制支援事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

イ 一次審査においては、提出された参加表明書等をもとに、資格審査及び書面審査を行う。なお、書面審査の評価基準は、別表「とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務企画提案評価基準」（以下「評価基準」という。）を準用する。

ウ 応募者が多数の場合は、書面審査の審査結果が上位の者から二次審査対象者を選定する。

エ 一次審査の結果は、全ての応募者に文書で通知する。また、二次審査対象者には、二次審査の実施日時・実施場所を通知する。

オ 一次審査の結果は、二次審査の結果に反映しないものとする。

(3) 二次審査

ア 選定委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を実施する。提案者が1者であった場合にも、プレゼンテーション審査は実施する。

イ 二次審査は、評価基準に基づき総合的に採点評価した上で、最優秀提案者を選定し、本業務の契約の相手方の候補とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案の適否を判断する。

ウ 二次審査は次のとおり実施する。
開催日 令和8年5月下旬（予定）
詳細については、別途通知する。

11 審査の結果の通知

- (1) 審査結果は審査後、全ての応募者に対し通知するとともに、最優秀提案者の名称等を徳島県ホームページにおいて公表する。ただし、審査の経緯については、公表しない。
- (2) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

12 契約の締結

契約に当たっては、県と最優秀提案者とが協議の上、随意契約を締結するものとする。ただし、当該協議が整わなかった場合には、次順位の者と協議を行うものとする。

13 スケジュール

最優秀提案者の選定に関するスケジュールは、次の表のとおりとする。

内容	日程
公募開始	令和8年4月13日（月）
質問書の受付期間	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月20日（月）午後5時15分まで（必着）
質問回答	令和8年4月24日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時15分まで（必着）
一次審査の結果通知（予定）	令和8年5月13日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月20日（水）午後5時15分まで（必着）
二次審査（予定）	令和8年5月下旬
二次審査結果通知及び公表	令和8年6月上旬

14 その他

- (1) 県において公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある
- (2) プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とする。
- (3) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加後、参加を辞退する場合は参加辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (5) 本プロポーザルで使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 本県が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務に対する企画提案以外の目的で使用し、第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (7) 本プロポーザルの参加に当たり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、県は一切その責を負わない。
- (8) 本募集要項に規定していない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本県が判断するものとする。

15 問合せ先

徳島県企画総務部情報政策課市町村DX支援担当

住 所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2725

電子メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

質問書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

事業者名
担当者氏名
電話
F A X
E-mail

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務に関し、次の内容について質問します。

No	項目 (書類名、ページ、項目など)	質問内容
1		
2		
3		
4		

※質問がある場合は、本質問書を電子メールにて、企画総務部情報政策課に送付してください。

企画総務部情報政策課 jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

※本様式で欄が不足する等の場合には、適宜書式を変更して記入してください。

様式第2号

参加表明書

令和 年 月 日

徳島県知事

殿

所在地
名称
代表者職・氏名印

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要項の参加資格を全て満たしていることを誓約し、本プロポーザルに参加することを表明します。

なお、下記事項を厳守し、これに違反した場合は、選定対象から除外されても、異議はありません。

記

1. 第三者を介しての営業行為及び庁舎外での折衝などは、一切いたしません。
2. 見積り及び提案内容は、貴県に提供できる内容であることに相違ありません。
3. 貴県より提供された情報は、他へ漏らしません。

【担当者連絡先】

氏名
所属部署
所在地
電話
F A X
E-mail

会社概要書

1. 本社、本店

所在地	〒 -----		
会社名	フリガナ -----		
代表者名 (職・氏名)	フリガナ		
電話番号		FAX番号	

2. 業務実施支社、支店、営業所
(本社・本店が業務実施の場合は、所在地欄に「全て同上」と記載)

所在地	〒 -----		
会社名	フリガナ -----		
代表者名 (職・氏名)	フリガナ		
電話番号		FAX番号	

3. 設立年月日

年	月	日
---	---	---

4. 資本金

	円
--	---

5. 従業員数

区 分	正規	その他	合計
全従業員数	名	名	名
業務実施支社、支店、営業所における従業員数 (本社・本店が業務実施の場合は、本社・本店の従業員数)	名	名	名

※基準日は、令和8年4月1日とします。

※本会社概要書に「会社の概要がわかる既存のパンフレット等」を添付し、提出してください。

様式第4号

企画提案書等提出書

令和 年 月 日

徳島県知事

殿

所在地
名称
代表者職・氏名

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務について、募集要項に基づき、別紙のとおり企画提案書及び関係書類を提出します。

【担当者連絡先】

氏名
所属部署
所在地
電話
F A X
E-mail

様式第5号
事業者名

業務実績報告書

No	契約相手方（団体名）	契約期間	業務名	業務概要
例	〇〇県〇〇市	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【記入時の注意事項】

- 1 団体等の委託等を受けて行った市町村への支援の実績を最大10件まで記載してください。
- 2 表の幅は、変更して構いません。

見積書

徳島県知事

殿

所在地
名称
代表者職・氏名

発行責任者氏名
連絡先

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務について、次のとおり見積ります。

【見積金額合計（税込）】

億	千	百	十	万	千	百	十	円

（注意事項）

- (1) 金額は算用数字で記載し、頭書に「¥」の記号を付記してください。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあつては、その相当額を加算して見積もった金額を記載してください。
- (3) 企画提案書、仕様書等の内容に基づき、全ての経費を見積もってください。